

(資料2)

写

23生産第3226号

23生畜第926号

23消安第2329号

平成23年7月22日

福島県農林水産部長 殿

農林水産省生産局農業環境対策課長
生産局畜産部畜産企画課長
消費・安全局農産安全管理課長

福島県産牛の出荷制限措置に伴う家畜排せつ物等の当面の取扱いについて

高濃度の放射性セシウムが含まれた稲わらを給与又は敷料として利用した農家が判明した場合には、別添の「高濃度の放射性セシウムが含まれた稲わらが給与等された家畜排せつ物等の当面の取扱いについて」（平成23年7月20日付け23生畜第897号、23消安第2293号 生産局畜産部畜産企画課長、消費・安全局農産安全管理課長通知）に基づき、当該農家の家畜排せつ物及びそれを原料として製造した堆肥等（以下、「家畜排せつ物等」）の利用や譲渡を行わないよう、指導していただいているところです。

加えて貴県にあっては、平成23年7月19日に、原子力災害対策本部より、出荷制限が指示されたことに伴い、県内で牛を飼養している全ての農家等（牛の飼養農家から委託を受けて家畜排せつ物等の管理等を行う者を含む）に対して、当分の間、家畜排せつ物等は、利用や譲渡は差し控え、農場内等において適正に保管しておくよう、指導を徹底していただくようお願いいたします。

また、併せて、県内の全ての農家に対して、当分の間、県内の牛の飼養農家からの家畜排せつ物等の譲受け、利用及び譲渡しを差し控えるように指導を徹底していただくようお願いいたします。